



## 報道発表資料

報道関係者各位

令和8年8月27日（木）

【照会先】

山形労働局労働基準部賃金室

賃金室長 木村 勝則

賃金室長補佐 今野 孝

電話 023 - 624 - 8224

### 山形県最低賃金を60円引上げ、時間額1,092円に —山形地方最低賃金審議会答申—

山形地方最低賃金審議会（会長：本間<sup>ほんま</sup> 佳子<sup>よしこ</sup>）は、8月27日（木）、現行の山形県最低賃金（1,032円）を60円引上げ（引上げ率5.81%）、時間額1,092円に改正するよう山形労働局長（局長：島田<sup>しまだ</sup> 博和<sup>ひろかず</sup>）に答申を行いました。

- 1 本年7月14日、山形労働局長から山形地方最低賃金審議会に対し諮問を行った山形県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月27日、現行の最低賃金の時間額1,032円を60円引上げ（引上げ率5.81%）で、1,092円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

効力発生の日は、令和8年10月30日の予定です。

- 2 今後、山形労働局は、この答申を踏まえ、内容についての異議申出に関する手続き等を経て、本年度の山形県最低賃金の改正決定に係る手続きを進めてまいります。

## 1 最低賃金について

## (1) 適用

山形県最低賃金は、山形県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

## (2) 金額

次の金額は最低賃金に算入されません。

ア 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

イ 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

ウ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

エ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

## 2 山形県最低賃金改正状況（平成 25 年度～）

| 年 度      | 最低賃金額（時間額） | 引上げ額  | 引上げ率     |
|----------|------------|-------|----------|
| 平成 25 年度 | 6 6 5 円    | 1 1 円 | 1. 6 8 % |
| 平成 26 年度 | 6 8 0 円    | 1 5 円 | 2. 2 6 % |
| 平成 27 年度 | 6 9 6 円    | 1 6 円 | 2. 3 5 % |
| 平成 28 年度 | 7 1 7 円    | 2 1 円 | 3. 0 2 % |
| 平成 29 年度 | 7 3 9 円    | 2 2 円 | 3. 0 7 % |
| 平成 30 年度 | 7 6 3 円    | 2 4 円 | 3. 2 5 % |
| 令和元年度    | 7 9 0 円    | 2 7 円 | 3. 5 4 % |
| 令和 2 年度  | 7 9 3 円    | 3 円   | 0. 3 8 % |
| 令和 3 年度  | 8 2 2 円    | 2 9 円 | 3. 6 6 % |
| 令和 4 年度  | 8 5 4 円    | 3 2 円 | 3. 8 9 % |
| 令和 5 年度  | 9 0 0 円    | 4 6 円 | 5. 3 9 % |
| 令和 6 年度  | 9 5 5 円    | 5 5 円 | 6. 1 1 % |
| 令和 7 年度  | 1, 0 3 2 円 | 7 7 円 | 8. 0 6 % |
| 令和 8 年度  | 1, 0 9 2 円 | 6 0 円 | 5. 8 1 % |

## 3 特定（産業別）最低賃金との競合について

令和 8 年度山形県最低賃金が答申どおり決定なされた場合、下記表の特定（産業別）最低賃金を山形県最低賃金が上回ることとなります。

最低賃金法第 6 条第 1 項では、「労働者が 2 以上の最低賃金の適用を受ける場合は、これらにおいて定める最低賃金額のうち最高のものにより第 4 条の規定を適用する。」とされております。

【※】最低賃金法第 4 条：使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

よって、答申どおり山形県最低賃金が改正された場合、令和 8 年 10 月 30 日から下記表の特定（産業別）最低賃金が該当する使用者・労働者は山形県最低賃金が適用となりますので、ご注意ください。

| 特定最低賃金の件名                                                                                  | 現行時間額      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、<br>他に分類されないはん用機械・装置、化学<br>機械・同装置、真空装置・真空機器製造業<br>(略称「一般産業用機械・装置等製造業」) | 1, 0 7 0 円 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械<br>器具、情報通信機械器具製造業<br>(略称「電気機械器具等製造業」)                                  | 1, 0 5 5 円 |
| 自動車・同附属品製造業                                                                                | 1, 0 7 0 円 |